



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

324	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
325	道路の供用開始	(").....	2
326	道路の区域変更	(").....	2
327	道路の供用開始	(").....	2
328	道路の区域変更	(").....	3
329	道路の供用開始	(").....	3
330	道路の区域変更	(").....	3
331	道路の供用開始	(").....	4
332	道路の区域変更	(").....	4
333	道路の供用開始	(").....	4
334	道路の区域変更	(").....	5
335	道路の供用開始	(").....	5
336	〃	(").....	5
337	道路の区域変更	(").....	6
338	道路の供用開始	(").....	6
339	道路の区域変更	(").....	6
340	道路の供用開始	(").....	7
341	道路の区域変更	(").....	7
342	道路の供用開始	(").....	7
343	道路の区域変更	(").....	8
344	道路の供用開始	(").....	8

告 示

和歌山県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市太田字神/畔126番1地		8.62		

先から同市有家字ソリハシ108番1地先まで	旧	10.40 }	157.39	
同上	新	9.80 }	157.39	
		10.65		

和歌山県告示第325号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山野上線

供用開始の区間 和歌山市太田字神ノ畔126番1地先から同市有家字ソリハシ108番1地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市別院字藤井47番1地先から同市別院字藤井26番1地先まで	旧	7.70 }	50.62	
		8.42		
同上	新	10.98 }	50.62	
		12.41		

和歌山県告示第327号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市別院藤井47番1地先から同市別院字藤井26番1地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三田海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市岡田字横山607番3地先から同市岡田字横山608番3地先まで	旧	8.38 } 8.50	43.40	
同上	新	8.95 } 9.85	43.40	

和歌山県告示第329号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 三田海南線

供用開始の区間 海南市岡田字横山607番3地先から同市岡田字横山608番3地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町樋下字垣内19番1地内	旧	5.37 ∟ 10.47	44.33	
同上	新	14.15 ∟ 17.06	44.33	

和歌山県告示第331号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町樋下字垣内19番1地内

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字東垣内297番4地先から同町大字花坂字坊原291番3地先まで	旧	7.15 ∟ 28.25	154.10	
同上	新	9.85 ∟ 30.21	155.00	

和歌山県告示第333号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字東垣内297番4地先から同町大字花坂字坊原291番3地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高町大字原谷字立花川1783番47地先から同町大字原谷字西田622番7地先まで	旧	5.20 } 71.80	1,979.00	荒龍橋 L=8.50
同上	新	5.20 } 71.80	1,979.00	荒龍橋 L=8.50
同上	新	9.20 } 109.90	1,572.40	鹿ヶ瀬大谷橋 L=34.90

和歌山県告示第335号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字立花川1783番47地先から同町大字原谷字西田622番7地先まで

供用開始の期日 平成23年4月1日

和歌山県告示第336号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡印南町大字島田字坊丈147番5地先から同町大字西ノ地字方丈2317番地先まで

供用開始の期日 平成23年4月1日

和歌山県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 古井西の地線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字宮ノ前字神田310番1地先から同町大字宮ノ前字椿坪151番5地先まで	旧	5.90 } 7.50	36.50	
同上	新	7.10 } 7.80	36.50	

和歌山県告示第338号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古井西の地線

供用開始の区間 日高郡印南町大字宮ノ前字神田310番1地先から同町大字宮ノ前字椿坪151番5地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

1 道路の種類 県道

2 路線名 栄岩崎線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町平字上平715番地先から同町平字引ノ上1072番1地先まで	旧	4.60 } 19.20	328.50	
同上	新	6.40 } 19.20	328.50	

和歌山県告示第340号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 栄岩崎線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町平字上平715番地先から同町平字引ノ上1072番1地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日

和歌山県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 白浜温泉線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町字小谷口3121番9地先から同町字浜通り1662番2地先まで	旧	5.80 } 13.50	279.10	
同上	新	12.00 } 22.00	279.10	

和歌山県告示第342号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 白浜温泉線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町字小谷口3121番9地先から同町字浜通り1662番2地先まで

供用開始の期日 平成23年3月31日

和歌山県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字佐田字佐田荘675番2地先から同町大字佐田字佐田荘662番1地先まで	旧	4.60 } 9.20	82.00	
同上	新	6.00 } 16.20	82.00	

和歌山県告示第344号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字佐田字佐田荘675番2地先から同町大字佐田字佐田荘662番1地先まで

供用開始の期日 平成23年3月29日